

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第10回農業委員会総会を開会いたします。

◎議事録署名委員指名

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、2番、松岡のり子君、そして12番の柳岡稔君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には、事務局、志岐英代君を指名いたします。

◎議案第1号

議 長 4、議題。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号、番号1は、議案第4号、番号3と関連がありますので、一括で事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局 それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は2ページをご覧ください。

議案第1号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。農地の所在は榛東村大字山子田字申府1818番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は727平米。権利種別は3条地上権設定です。貸付人は山子田の方です。経営面積は自耕作35.4アール。申請事由は太陽光発電事業者の申出に応じ、申請地の地上権設定の更新に応じるとのことです。譲受人は山子田の方です。経営面積は自耕作22.9アール。申請事由は平成29年から営農型太陽光発電事業を行っており、一時転用期間満了に伴い、更新手続を行いたく申請しますとのこと。備考ですが、営農型太陽光発電に係る地上権の設定。

次に、関連議案であります議案第4号、番号3について説明申し上げます。

議案書は4ページ、現地確認調書は18ページとなります。

農地の所在は榛東村大字山子田字申府1818番1。地目は登記簿、畑、現況は営農型太陽光。面積は727平米のうち2.96平米です。権利は賃貸借。貸付人は山子田の方。借受人は山子田の方です。転用目的は営農型太陽光発電施設。施設等についてはパネル200枚、支柱74本となっております。転用理由については、借受人は平成29年に許可となった営農型太陽光発電設備について、今後も継続したいため申請しますとのことです。貸付人は借受人の申出に応じ申請地を貸与するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。一時転用。転用期間は3年。関連議案は議案第1号、番号1となっております。関連資料としまして、議案書9ページに営農型発電設備転用許可調査書を添付しております。

以上で、議案第1号、番号1並びに議案第4号、番号3の説明を終わります。

議長 ただいま、議案第1号、番号1並びに議案第4号、番号3について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいま、議案第1号、番号1並びに議案第4号、番号3について、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

私から少し付け加えさせていただきますと、現地確認調書の2ページ、3ページ並びに18ページから20ページを見ていただきたいと思います。

場所は常将神社北200メートルのところにあります。ここは営農型太陽光発電を行うことになっており、今回3回目の更新ということで、今までに問題もなくやってきておりますので、私としては許可相当と思っておりますので、ご審議よろしくお願ひします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号1並びに議案第4号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号1については許可とし、議案第4号、

番号3については許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、議案第1号、番号2について、事務局の説明をお願いします。

なお、本議案については、議案第4号、番号4と関連がありますので、一括で事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 議案書1ページ、現地確認調書は4ページをご覧ください。

議案第1号、番号2について説明申し上げます。

番号2、図面番号2。農地の所在は大字山子田字中野1976番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積1,425平米。権利種別は3条地上権。貸付人は山子田の方です。経営面積は自耕作19.2アール、貸付地14.2アール。申請事由、太陽光発電事業者の申出に応じ、申請地の地上権設定の更新に応じるとのことです。借受人は高崎市の方です。経営面積は自耕作60アール、借入地726アール、合計786.5アールとなっております。申請事由は、令和2年から営農型太陽光発電事業を行っており、一時転用期間満了に伴い、更新手続を行いたく申請します。備考ですが、営農型太陽光発電に係る地上権の設定。

次に、関連議案であります議案第4号、番号4について説明申し上げます。

議案書は5ページ、現地確認調書は21ページとなります。

農地の所在は大字山子田字ナカノ1976番1。地目は登記簿、畑、現況、営農型太陽光。面積は1,425平米のうち0.56平米です。権利は賃貸借。貸付人は山子田の方。借受人は高崎市の方です。転用目的は営農型太陽光発電施設。施設等についてはパネル318枚、支柱86本となっております。転用理由については、借受人は令和2年に許可となった営農型太陽光発電設備について、今後も継続をしたいため申請しますとのことです。貸付人は借受人の申出に応じ申請地を貸与するとのことです。備考ですが、農振農用地。農地区分は1種農地。一時転用。転用期間は3年。関連議案は議案第1号、番号2となっております。関連資料としまして、議案書10ページに営農型発電設備転用許可調査書を添付しております。

以上で、議案第1号、番号2並びに議案第4号、番号4の説明を終わります。

議長 ただいま、議案第1号、番号2並びに議案第4号、番号4について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいま、議案第1号、番号2並びに議案第4号、番号4につきまして、事務局の

とおりでございます。

私の方で少し加えさせていただきたいと思いますが、現地確認調書の4ページ、5ページ並びに21ページから23ページを開いていただきたいと思います。

場所はふるさと公園の北の道路を西へ300メートルぐらいのところにある場所で、令和2年に営農型太陽光発電を始め、今回更新ということでございます。周りの農地等に影響を与えることなく、問題なく行っていると思いますので、私としては許可相当だと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

7番推進委員、小川君。

小川委員 7番、推進委員の小川です。

10ページですけれども、営農計画の中で、作付面積は1,425平米で、10アール当たりの単収が60キロ、平均的単収が10アール当たりで60キロ。ちょっと少ないような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

議長 事務局。

事務局 この辺に関して、申請者にお話を聞いたところ、幼木なので、今はまだ少ないというお話をされておりました。成木になると、もうちょっと増えると聞いております。以上です。

議長 よろしいですか。

小川君。

小川委員 そうすれば、今年で4年目ですかね。5年、6年目になると、これが増えていくという、そういうことになるのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 申請人からは、成木というのが10年目以降だというふうに聞いております。なので、まだ10年目までは幼木で、この数量になると聞いております。

以上です。

議長 よろしいですか。

小川委員 はい。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号2並びに議案第4号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号2については許可とし、議案第4号、番号4については許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局 議案書2ページ、現地確認調書7ページからとなります。

議案第2号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1。農地の所在は榛東村大字長岡字中組863番1。地目は登記簿、畑、現況、宅地。面積は368平米。申請人は長岡の方です。転用目的は宅地拡張用地。施設等は車庫76.06平米、物置12.96平米、あと居宅の一部となっております。転用理由につきましては、父から申請地を相続で取得したが、転用許可を取らずに父が昭和54年頃に車庫と物置の建築と居宅の増築をし、隣接する宅地と一体利用してきた。今後も住宅用地として利用したいので、正式に申請したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。追認事案となっております。

議長 議案第2号、番号1の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

この件は、本日出席できなかった1区の農業委員であります高橋さんから意見書を頂いておりますので、述べさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました1番の案件につきまして述べさせていただきます。

議案書第2号、番号1について、意見を述べさせていただきます。

現地調書7ページから9ページをご覧ください。

場所は渋川安中線の長岡の信号を東に200メートルほど行ったところ。申請地北、西側は住宅で、南と東側に農地があります。今、今回の件でこの申請地の南隣に除外申請するに当たり、分かったものです。父親から申請地を無許可で建物を建ててしまい、それを相続していた申請人も責任を感じ、始末書を提出しています。今後も住宅用地として利用したいということですので、私としては許可相当と思われま

で、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1については原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号1については許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

なお、本議案は、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号13と関連がありますので、議案第3号、番号1、議案第4号、番号13については、一括して事務局、説明を願います。

事務局 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書3ページ、現地確認調書48ページからとなります。

議案第3号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号13。1筆目の農地の所在は榛東村大字広馬場字中ノ前1907番1。地目は登記簿、田、現況、畑。面積は184平米。2筆目の農地の所在は榛東村大字広馬場字中ノ前1909番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は220平米。2筆の合計面積は404平米です。権利は所有権移転売買。当初計画者は埼玉県さいたま市の方と群馬県前橋市の方です。承継者は前橋市の方です。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等は建売住宅117.58平米と120.90平米です。計画どおり事業を遂行できない理由につきましては、資金計画の事情により、当初の計画が実行できなくなったためとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。当初の許可が令和3年12月23日。5条許可です。当初の許可目的としては一般住宅用地でした。関連議案は議案第4号、番号13となります。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

次に、関連議案、第4号、番号13の説明を申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は48ページをご覧ください。

番号13、図面番号13。1筆目の農地の所在は榛東村大字広馬場字中ノ前1907番1。地目は登記簿、田、現況、畑。面積184平米。2筆目の農地の所在は榛東村大字広馬場字中ノ前1909番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は220平米。2筆の合計面積は404平米となっております。権利は所有権移転売買。譲渡人は埼玉県さいたま市の方と前橋市の方。譲受人は前橋市の方です。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等は建売分譲住宅117.58平米と120.90平米です。転用理由については、譲受人は申請地は閑静な住宅地に位置し、日当たりもよく、建売分譲住宅用地に適しているため、譲渡人から購入して利用したいとのことです。譲渡人は資金計画の事情により計画が実行できなくなったため、申請地を譲渡したいとのことです。備考ですが、農振は除外済み。農地区分2種農地。関連議案が議案第3号、番号1。

以上で、議案第4号、番号13の説明を終わります。

議長 ただいま、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についての番号1並びに議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号13について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員6番、一倉君。

一倉委員 推進委員6番、一倉です。

ただいまの議案につきまして、事務局説明のとおりでございますが、地元委員として一言補足をさせていただきます。

現地確認調書は48ページから50ページでお開きください。

当初計画したところは、資金不足によりできないということで、変更をさせていただきます。それで、議案書4号、13番について説明させていただきます。

現地は渋川安中線、八ノ海道の信号を箕郷方面に向かって、広馬場の信号の手前、清水モータースのところを右折して、300メートルぐらい上った突き当たりでございます。周りに農地もなく、私としては許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見に

ついて、番号13について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号13は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、番号1並びに議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号13は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

番号1について、事務局、説明願います。

事務局。

事務局 議案第4号、番号1について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

議案第4号、番号1。1筆目の農地の所在は榛東村大字長岡字大内619番5。地目は登記簿、現況ともに田。面積は295平米。2筆目の農地の所在は榛東村大字長岡字大内619番6。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は176平米です。2筆の合計面積は471平米です。権利は所有権移転売買。譲渡人は長野県小諸市の方。譲受人は中之条町の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅85.29平米。転用理由につきましては、譲受人は現在、中之条町で妻とアパート生活をしているが、子供が生まれる予定もあり、将来を考え、申請地を購入して自己住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、番号1の説明を終わります。

議長 番号1について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

議案第4号、1番について意見を述べさせていただきます。

現地確認調書12ページから14ページをご覧ください。

場所は渋川安中線、第1区コミセンの東、300メートルほど東に行ったところです。

北側は住宅、南、東、西側は田んぼとなり、生活雑排水は集落排水に接続するところです。雨水は集水桝で地下浸透となります。なお、申請地に接する619号の2の田んぼと619号の3の畑は譲渡人の兄弟の下であり、申請地近くの親戚が管理をしております。第1種農地ではありますが、住宅地に接続していることや周辺農地への影響はないと思われまますので、私としては許可相当と思われまます。皆様、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めまます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり許可相当としまます。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付しまます。

次に、番号2について、事務局、説明を求めまます。

事務局。

事務局 議案第4号、番号2について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は15ページからとなります。

議案第4号、番号2。農地の所在は榛東村大字長岡字中組863番5。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は426平米。権利は使用貸借。貸付人は長岡の方。借受人は広馬場の方となっております。転用目的については一般住宅用地。施設等は一般住宅127.52平米。転用理由につきましては、借受人は現在、村内でアパート暮らしをしているが、家族が増え、手狭となったことから、自己住宅の計画を立てたところ、妻の父の承諾を得られたため、申請地に自己居宅を建築したい。貸付人は借受人の申出を受け、申請地を貸与するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、番号2の説明を終わります。

議 長 番号2について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番、農業委員、安藤です。

ただいま、事務局から説明がありました番号2について、地元の委員として少し補足したいと思います。

現地確認調書は15ページから17ページをご覧ください。

場所は渋川安中線の長岡の信号を東に200メートル行ったところで、前提の議案第2号の1番の申請地の南隣であり、農地所有者も同じ人です。申請地の北側、西側は住宅で、南、東側は畑となっております。生活雑排水は集落排水に接続、雨水は自然浸透となります。第1種農地ではありますが、住宅地に接続していることや周辺農地の影響もないと思われまますので、私としては許可相当と思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号2は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号2は許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて、番号5について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局 議案書5ページ、現地確認調書24ページをご覧ください。

議案第4号、番号5について説明申し上げます。

農地の所在は榛東村大字山子田字中野2001番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は386平米。権利は所有権移転売買です。譲渡人は東京都大田区の方。譲受人の方は渋川市の方です。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅125.87平米です。転用理由につきましては、譲受人は現在、渋川でアパート暮らしをしているが、子供が生まれる予定もあり、自宅を建築する適地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、番号5の説明を終わります。

議 長 番号5について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいま、議案第4号、番号5について、事務局から説明がありましたが、そのとおりでございますので、私から少し付け加えさせていただきたいと思ひます。

現地確認調書の24ページから26ページを開いていただきたいと思います。

場所は榛東総合グラウンド西150メートルのところですが、周りの状況を説明しますと、西は住宅、北と南は村道に挟まれています。東は畑ですが、東側には擁壁、また南道路境界にも擁壁をするということでございます。雨水は自然浸透、雑排水は道路の側溝に流します。農地等に与える影響はないと思いますので、私としては許可相当だと思います。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号5は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号6について、事務局、説明を求めます。

事務局 議案第4号、番号6について説明申し上げます。

議案書は5ページ、現地確認調書は27ページをご覧ください。

番号6、図面番号6。農地の所在は大字新井字十二前2291番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,122平米となっております。権利の種別は所有権移転売買。譲渡人は渋川市の方。譲受人の方も渋川市の方です。転用目的については建売分譲住宅用地。施設等は建売住宅103.68平米が5棟となっております。転用理由につきましては、譲受人は渋川市で不動産業を営んでいるが、事業の一環として申請地で建売分譲住宅を計画したところ、譲渡人から承諾を得られたため、申請地を購入したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振は除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議案件となっております。

以上で、番号6の説明を終わります。

議 長 番号6について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第4号、6番の案件につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

若干周辺状況について補足説明をさせていただきたいと思います。

現地調書の27ページから29ページをお開き願いたいと思います。

申請地につきましては、群馬用水の新井の県道から西の道路を南の方に300メートル入っていただくと、群馬用水が地下に入るその角を左に曲がっていただくと、バイパスの信号に突き当たるわけでございますけれども、その角を左に曲がった左手の角地ということでございます。

申請地は2種農地ということでございますが、面積が1,122平米ということで、宅地開発委員会の案件というようなことでございますので、またこの関係については、後で事務局からちょっと補足説明をしていただければというふうに思います。

申請地については、南側、また西側、東側については、一応公道、村道があるということで、北側が農地ということで、畑で、現在、ネギを作っているというような状況でございます。

別冊でちょっと綴りあるので見ていただくと分かりやすいかと思うのですが、こちらが建売分譲住宅が5棟というようなことでございます。それぞれの区画は基礎的な擁壁で囲われるということで、雨水については自然浸透、また生活雑排水については、合併浄化槽から設置したものを、その後の雑排水については、前の側溝というか、管に一応流すということで、下水道は一応現在通っていないということで、合併浄化槽処理というような形になります。

そういった関係で、取りあえず周辺農地に与える影響はないものというふうに思われますので、私といたしましては許可相当ということでございますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見はございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

この案件については、宅地開発審議案件になっておりますが、そちらの説明をしていただければと思いますので、お願いします。

議長 事務局。

事務局 そうすれば、宅地開発案件ということで、各課からの指示、要望事項について報告いたします。

総務課からは、近接の防犯対策のため、防犯灯の設置を検討してください。走行車両の視認性確保のため、カーブミラーの設置を検討してください。消防水利の設置を検討してください。

税務課からは、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建設完成後は家屋調査に協力してください。

住民生活課からは、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合には、当課に対し特定建設作業実施届出書を提出する必要があります。工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に処理してください。世帯数の増加により新規ごみステーションを設置する場合は、住民生活課までご相談ください。ごみステーションの設置位置については、収集業者及び地元住民の意見を尊重し、交通の妨げや事故、悪臭の苦情にならないよう設置してください。令和2年10月1日から榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してください。

産業振興課からは、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は、関係機関に提出してください。周辺農地に影響がないように作業してください。

建設課からは、雨水対策、定期的な除草、防火・防災等の適切な開発地の管理をお願いします。雨水排水は開発地内に浸透枿を設け、オーバーフロー水のみを道路側溝に放流するようにしてください。工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。

上下水道課からは、南側村道内に埋設されている既設管の排泥弁の先からH I V P 50を延ばしてください。管末には排泥弁を設置してください。各区画にはH I V Pで引き込みをしてください。その他工事の詳細については、上下水道課と事前に協議願います。下水に関して、浄化槽については排水計画に沿って適切に設置してください。

教育委員会からは、申請地隣接には南小の通学路として村道を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについて、十分注意してください。道路沿いにブロック塀、生垣等を設置する場合は、歩道が視認できるよう配慮してください。当該区域は周知の遺跡の範囲には該当しませんので、事前の手續は必要ありません。掘削時に土器、石器などの遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに文化財保護係までご連絡ください。

以上となっております。

議 長 12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

この雑排水の道路側溝へ流すということですがけれども、側溝はこの図面上、ちょっとどれが側溝だか分からないので、ちょっと説明してもらえますか。

小山委員 現地を確認させてもらったときに、道路の南側が側溝、北側は道路の埋設の

中に下に管が入っています。ところどころ雨水がそこへ流れるようになっている、道路の雨水は。だから、側溝に接続するような形になっているのかと思われます。

ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは、番号6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。番号6は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号6は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号7について、事務局、説明を求めます。

はい。

事務局 議案第4号、番号7について説明申し上げます。

議案書6ページ、現地確認調書30ページをご覧ください。

番号7、図面番号7。1筆目の農地の所在は榛東村大字新井字立畦2004番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は2,977平米。2筆目の農地の所在は榛東村大字新井字立畦2400番5。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は106平米。2筆の合計面積は、3,083平米となっております。権利の種別は所有権移転売買。譲渡人は前橋市の方。譲受人の方も前橋市の方です。転用目的は保育園用地。施設等は園舎851.69平米。転用理由につきましては、譲受人は申請地は立地条件がよく、村の待機児童受入れ施設として貢献できると保育園建設計画を立てたところ、譲渡人から承諾を得られたため、申請地を購入したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議案件となっております。

以上で、番号7の説明を終わります。

議長 番号7について、事務局の説明は終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第4号、7番の案件につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

若干周辺状況について補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、現地調書の30ページ、32ページをお開き願いたいと思います。

まず、30ページ、申請地でございます。高崎渋川バイパス、立畦の信号を西に10メ

ートルほど入っていた左側の道路に面して河川までの間でございます。申請地につきましては、2種農地ということでございますけれども、面積が3,083平米ということで、非常に広い面積ということで、これも宅地開発案件というような形になってございます。

事務局の説明したとおり、こちら、保育園を設置するというような形の申請内容でございます。北側、それから東、南側については公道ということで、西側が宅地、また一部農地があるということでありましてけれども、50センチほどの段差があるというようなことでございますので、農地に与える影響はちょっと少ないかなということでございます。

別冊のですね、一応資料をお配りされておるかと思うのですがけれども、給排水の施設計画の平面図ということでございます。非常に面積が広く、建物も851平米ということで、非常に大きい施設が建つ訳でございます。そういった形の中で、それぞれ雨水等については、集水枡を設け、南側の方に浸透ますというようなことで、オーバー分については南の側溝に出すということでございます。また、生活雑排水については、図面の左上に合併浄化槽というようなことで、大きな四角が書いてあるかと思うのですがけれども、こちらに集積をした形の中で処理をして、処理をされた水については、南側の側溝から左下の角の集水枡から南側の河川に放出するというような計画でございます。

そういった形で、周辺農地に対する影響はないというふうに思われますので、私といたしましては許可相当ということでございますので、非常に難しい案件であるかと思っておりますけれども、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 これも宅地開発案件になっておりますので、そちらの説明をよろしく申し上げます。

議長 事務局。

事務局 宅地開発案件につきまして、各課からの指示、要望事項についてご報告いたします。

総務課から、走行車両視認確保のため、カーブミラーの設置を検討してください。

税務課から、開発工事完成後の土地現況調査にご協力ください。建物建設完成後は家屋調査に協力してください。償却資産があるときは申告書を提出してください。

住民生活課から、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業がある場合は、当課に対し届出をする必要があります。ごみ関係として、工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に処理してください。事業所扱いとなりますので、ごみの収集については村許可業者と個別に契約してください。令和2年10月1日から榛東村土砂等による埋立等規制に関する条例が施行されたので、土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してください。

産業振興課からは、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は、関係機関に提出してください。周辺農地に影響が出ないように作業をしてください。

建設課からは、雨水対策、定期的な除草、防火・防災等の適切な開発地の管理をお願いします。雨水排水は、開発地内に浸透枡を設け、オーバーフロー水のみを道路側溝に放流するようにしてください。工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。

上下水道課からは、計画どおりの施工をお願いします。工事の詳細については、上下水道課と協議願います。浄化槽については、排水計画に沿って適切に設置してください。

教育委員会からは、申請地近隣には南小学校の通学路として村道を利用する児童が多数いることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについて注意してください。当該区域は周知の遺跡の範囲には該当しませんので、事前の手續は必要ありません。土器、石器などの出土があった場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、文化財保護係までご連絡ください。

以上となります。

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

番号7について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号7は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号7は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号8について、事務局、説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号、番号8について説明申し上げます。

議案書6ページ、現地確認調書は33ページからとなります。

議案第4号、番号8。1筆目の農地の所在は榛東村大字新井字長谷津2498番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は385平米。権利の種別は所有権移転売買。譲渡人は埼玉県さいたま市の方です。2筆目の農地の所在は榛東村大字新井字長谷津2498番

2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は310平米。権利の種別は所有権移転売買。2筆の合計面積は695平米となっております。譲受人の方は榛東村山子田の方。転用目的につきましては建売分譲住宅用地。施設等は建売分譲住宅101.01平米を2棟となっております。転用理由につきましては、譲受人は申請地は日当たりがよく、高崎、前橋、渋川の通勤圏であり、交通の便もよいので、需要が高く見込まれるため、建売分譲住宅用地として購入したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上、番号8の説明を終わります。

議長 番号8について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま議案第4号、8番につきましての事務局の説明のとおりです。

現地の状況について説明いたします。

現地確認調書の33ページをまず見ていただきたいと思います。

高前バイパスの新井の信号、これを高崎方面に100メートルほど行ったところの東側になります。南側には老人ホーム、東側は住宅3棟、西側が農地になっております。北側は道路です。35ページを見ていただくと、雑排水につきましては、下水道、北側の道路に通っているのですけれども、これ、若干南側の方が低い地形になっております。ですから、盛土をして、ちょっと畑、南側の方はちょっと段差がつくような形になるかなと思います。雨水につきましては、自然浸透ということです。ですから、下水に出すために、ちょっと段差がつきますが、農地に対しては大きな影響は私はないと思いますので、許可相当だと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号8について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号8番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号8は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号9について、事務局、説明を求めます。

事務局 議案第4号、番号9について説明申し上げます。

議案書 7 ページ、現地確認調書は36ページからとなります。

議案第 4 号、番号 9。農地の所在は榛東村大字新井字長谷津2516番 1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,167平米。権利の種別は所有権移転売買です。譲渡人は榛東村新井の方。譲受人は高崎市の方です。転用目的は特定建築条件付売買予定地。施設等については4区間となっております。転用理由につきましては、譲受人は高崎市で不動産業を営んでいるが、申請地周辺で分譲地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請地を特定建築条件付売買予定地として購入したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振は除外済み。農地区分は2種農地となっております。宅地開発審議案件となっております。

以上で、番号 9 の説明を終わります。

議 長 番号 9 について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員 4 番、小山君。

小山委員 推進委員 4 番の小山でございます。

ただいまの議案第 4 号、9 番の案件につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

若干周辺状況等を含めて補足説明をさせていただきたいと思います。

まず、現地調書の36ページ、38ページをお開き願いたいと思います。

申請地につきましては、高崎渋川バイパス、下新井の信号を自衛隊方面へ入っていただいたところを左に下りていただいて、新井養鶏、阿久澤様のところの裏側というような立地条件になります。

申請地の周辺につきましては、申請地の南側が道路、東側については宅地、また西側については宅地と一部農地があると。また、北側についても、宅地と一部農地ということでございます。ただ、農地につきましては、2メートル近い段差があつて、高台に農地があるということでございます。

今回2種農地ということでありまして、面積がやはり1,167平米ということで、こちらも宅地開発案件というような形になってございます。

今回につきましては、特定建築条件付売買というような形で、先ほど事前に事務局のが資料をお配りされたかと思うんですけども、基本的に用途地域については建物を建てないで分譲ができるんですけども、こちらについては用途地域外ということで、本来であれば建物を建てて、建売分譲とするのが一般的なところなんでございまして、今回、建物を建てないで土地を分譲するというところで、特定建築条件付

ということで、こちらについては、一定期間内に分譲した買主が家を建てる場合に、自分で自由に建てられるということで、その一定期間内が過ぎて、売買が契約しなかったものについては、譲受人が建物を建てて、一応売買するというような条件がついた用地ということでもあります。

今回、4区画ということでございます。雨水については自然浸透、また生活雑排水については、南側の村道に公共下水が通っているということで、そちらに接続するということでございます。

そういった観点から、周辺農地に与える影響は少ないと、ないと思われしますので、私といたしましては許可相当と思われれます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

これも宅地開発審議案件になっておりますので、説明をお願いします。

議 長 事務局。

事務局 それでは、宅地開発案件ということで、各課からの指示、要望事項についてご報告申し上げます。

総務課から、近隣の防犯対策のため、防犯灯の設置を検討してください。

税務課から、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建設完成後は家屋調査に協力してください。

住民生活課からは、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業がある場合は、当課に対し届出を提出する必要があります。ごみ関係で、工事に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に直接処理してください。世帯数の増加により新規ごみステーションを設置する場合には、住民生活課までご相談ください。ごみステーションの設置位置については、収集業者及び地元住民の意見を尊重し、交通の妨げや事故、悪臭の苦情にならないよう設置してください。令和2年10月1日から榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してください。

産業振興課からは、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は、関係機関に提出してください。周辺農地に影響が出ないように作業をしてください。

建設課からは、雨水対策、定期的な除草、防火・防災等の適切な開発地の管理をお

願います。雨水排水は開発地内に浸透ますを設けてください。側溝放流する場合は、オーバーフローする水のみとしてください。工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。当該開発区域内道路については寄附を受けませんので、ご了承ください。

上下水道課からは、計画どおりの施工をお願いします。量水器を車が通過する場所に設置する場合は、鋳鉄製の量水器ボックスにしてください。工事の詳細については、事前に上下水道課と協議願います。下水について、前面の本管が比較的浅いため、縦断図等で深さ計画を立てた上で施工してください。公共樹の取り出しには受益者申告が必要です。取り出し位置や樹の深さ等、協議をお願いします。

教育委員会からは、小学校の通学路として指定されている箇所はありませんが、申請地周辺の通学路を通行する児童がいることから、工事車両の出入りについては十分注意してください。当該区域は周知の遺跡範囲には該当しませんので、事前の手続きは必要ありません。掘削時に土器、石器などの遺物が出土した場合には、速やかに文化財保護係までご連絡ください。

以上となっております。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号9について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号9番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号9は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号10について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第4号、番号10について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は39ページからとなります。

議案第4号、番号10。1筆目の農地の所在は榛東村大字広馬場字下ノ前84番1。地目は登記簿現況ともに畑。面積は1,077平米。2筆目の農地の所在は榛東村大字広馬場字下ノ前84番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は301平米。2筆の合計面積は1,378平米となっております。権利の種別は所有権移転売買。譲渡人は榛東村広馬場の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は障害者生活介護就労支援施設。施設等につきましては、施設、建物198.74平米。転用理由につきましては、譲受人は高崎と榛東村で社会福祉事業を行っているが、施設が不足しており、適地を探していたところ、

譲渡人と話がついたため、申請地に生活介護及び就労支援のための施設を建設したい。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのこと。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。宅地開発審議案件となっております。

以上で、番号10の説明を終わります。

議長 番号10について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

権利関係、当事者、転用目的、転用理由については、事務局の説明があったとおりでございます。

担当推進委員として意見を述べさせていただきます。

周辺の状況ですけれども、現地確認調書の39ページでございます。広馬場の信号を左に折れて、下ノ前の公園、あるいは16区のコミセンがあるところでございます。

40ページは周辺の状況ですけれども、建物の関係は、別刷りで大きくあると思うんですけれども、最後のページですかね。④ということでございまして、これは土地利用計画図ということでございます。中ほどに障害者生活介護及び就労支援施設ということで建物がございまして、このページの上側が16区のコミセンになるかと思えます。右側は榛東村の村道あるいは水路で、左側は県道水沢足門線、建物の下は駐車場ということでございまして、粉砕敷ということでございます。ここの水については、右側の下の方にあるのですけれども、U字溝を伏せまして、右側の水路に放水をすることでございます。施設の排水なのですけれども、左側の県道水沢足門線のところに公共下水ということがございまして、そこに施設の排水についてはつなぐということでございます。

現地確認調書にちょっと戻ってもらって、申し訳ないのですけれども、40ページはその申請地の周辺でございます。82-2ということで、16区コミセンがここにあるところでございます。左側の斜め上は先ほどの水路で、右側の斜め上は水路、下は県道になろうかと思えます。ご覧のとおり、道路と水路に囲まれているということでございまして、周辺の営農には悪影響を及ぼさないということで、許可相当と思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

これも宅地開発案件になっておりますので、説明をお願いします。

議長 事務局。

事務局 開発案件ということで、各課からの指示事項、要望事項について報告いたします。

総務課から、近隣防犯対策のため、防犯灯の設置を検討してください。消防水利の設置を検討してください。

税務課から、開発工事完成後の土地現況調査に協力してください。建物建設完成後は家屋調査に協力してください。償却資産があるときは申告書を提出してください。

住民生活課から、工事に際し、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業一覧に該当する作業を行う場合は、当課に対し届出を出してください。工事等に伴い排出される産業廃棄物及び事業系一般廃棄物は適切に直接処理してください。事業所扱いとなりますので、ごみの収集については村許可業者と個別に契約してください。令和2年10月1日から榛東村土砂等による埋立等の規制に関する条例が施行されました。土砂等の搬入を予定している場合は、事前に当課に相談してください。

産業振興課から、農地法許可申請に係る意見書の交付願を提出していない場合は、関係機関に提出してください。周辺農地に影響が出ないように作業をしてください。

建設課から、雨水対策、定期的な除草、防火・防災等の適正な開発地の管理をお願いします。雨水排水は開発地内に浸透柵を設け、オーバーフロー水のみ道路側溝に放流するようにしてください。工事車両等の路上駐車により近隣から苦情が出ないようにしてください。

上下水道課から、上水道については、計画どおり、県道のVP50から引込みをしてください。給水管パイ30とありますが、設置する量水器の口径によって給水管径も決まりますので、設置する量水器の口径を図示してください。また、量水器の設置位置は官民境界から1メートルとなっていますので、よろしくをお願いします。その他工事の詳細につきましては、上下水道課と協議してください。下水については、隣接する県道に農業集落排水の本管があり、公共ますの取り出しが可能です。公共柵の取り出しについては、受益者申告が必要です。また、延べ床面積に応じた分担金が発生します。その他工事の詳細につきましては、事前に上下水道課と協議願います。

教育委員会からは、小学校の通学路として指定されている箇所はありませんが、申請地周辺の通学路を通行する児童がいることから、申請地周辺の工事車両の通行及び申請地への工事車両の出入りについては十分注意してください。当該区域は周知の遺跡の範囲には該当しませんので、事前の手續は必要ありません。掘削時に土器、石器

などの遺物が出土した場合は、遺跡の状況を確認し、記録を行いますので、速やかに文化財保護係まで連絡してください。

以上となります。

議 長 宅地開発委員会からは以上なことです。

ほかに何か意見ございますか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

宅地開発委員会の案件について、ちょっと説明を受けたのですが、収容人員は何人ぐらい入るのですか。

事務局 申し訳ありませんが、収容人員にはついては確認しておりません。

議 長 よろしいですか。

柳岡委員 あと、介護及び就労ということですが、ここでそういった回復とか、そういった機能の訓練というか、そういった作業もここでするのですか。

事務局 障害者生活介護就労支援施設というからにはそう思われます。

柳岡委員 分かりました。

議 長 よろしいですか。

ほかに何かございますか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号10について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、許可相当といたします。

次に、番号11について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第4号、番号11について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第4号、番号11。1筆目の農地の所在は榛東村大字広馬場字八ノ海道1237番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は746平米。2筆目の農地の所在は榛東村大字広馬場字八ノ海道1237番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は231平米。2筆の合計面積は977平米です。権利の種別は賃貸借。譲渡人は太田市の方。譲受人は広馬場の方。転用目的は露天資材置場。施設等も露天資材置場です。転用理由につきましては、借受人は資材置場が不足しているため、適地を探していたところ、会社から車で5分の好条件な申請地を貸付人から借りられることとなったため、申請したいとのこ

とです。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのこと。備考ですが、用途地域内。農地区分は3種農地。

以上で、番号11の説明を終わります。

議長 番号11について、事務局の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員6番、一倉君。

一倉委員 推進委員6番、一倉です。

議案第4号、11について、ただいま事務局説明のとおりでございますが、若干補足説明をさせていただきます。

現地確認調書の42ページから44ページをご覧ください。

申請地は渋川安中線、新井の信号から箕郷方面に向かってミナミ町の歩道橋の手前を右折してもらいまして、約50メートル行った右側になります。露天資材置場として使用するわけですが、雨水については敷地内で自然浸透、それで境界については、単管を打って、そこにロープを通して境界を一応決めるわけですが、この中で周辺農地には影響がないと思われまして、私としては許可相当と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員、松下です。

地元委員さんにちょっと質問ですが、この土地にわざわざ勾配っていうのが矢印書いてありますよね。こっちがこういう、傾斜地ですってわざわざ断り書きがしてあるので、どんな傾斜なのだろうと思って。

一倉委員 現地は若干の勾配はあると思われまして、隣接も貸している方の土地ですので、その辺の苦情とかの心配はないと思われまして。

松下委員 はい、分かりました。

議長 よろしいですか。

松下委員 はい。

議長 それでは、ないようですので、採決に移ります。

番号11について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号11番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号11は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号12について、事務局、説明を求めます。

事務局。

事務局 議案第4号、番号12について説明申し上げます。

議案書8ページ、現地確認調書は45ページからとなります。

議案第4号、番号12。農地の所在は榛東村大字広馬場字中ノ前1708番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は452平米です。権利の種別は所有権移転売買です。譲渡人は榛東村広馬場の方、譲受人は前橋市の方です。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅139.01平米です。転用理由につきましては、譲受人は現在、前橋市でアパート暮らしをしているが、子供の成長に伴い手狭となり、新居建設地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地に自己住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号12の説明を終わります。

議長 番号12について、事務局からの説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員6番、一倉君。

一倉委員 推進委員6番、一倉です。

議案4号、12について、事務局説明のとおりでございます。

若干補足をさせていただきます。

現地確認調書45ページから47ページをご覧ください。

申請地は渋川安中線を箕郷方面に向かって広馬場の信号を右折して約50メートルの右側になります。現地は17区のコミセンのすぐ下になります。

下水については、北側にある村道に公共下水がありますので、そこへつながる。周辺農地というか、この手前の田んぼがあるわけですがけれども、この辺の影響はないと思われれます。私としては許可相当と思いますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号12について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号12番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号12は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第5号

議長 次に、議案第5号 非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）についてを議題といたします。

事務局、説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号について説明申し上げます。

議案書11ページをご覧ください。

非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）について、榛東村長から令和4年12月26日付で別添の非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）の依頼があったので、その交付について決定を求める。

令和5年1月10日、榛東村農業委員会会長。

非農地証明願の内容について説明申し上げます。

議案書12ページをご覧ください。

建設課より提出のあった非農地証明書の交付について、申請理由は地籍調査作業規程準則第29条第1項による調査結果に基づき、地籍の更正をするためとのことです。

今回、非農地証明書の交付につきましては、現在実施されている地籍調査結果に基づき、登記地目と現況地目を調べさせていただいた結果、現況とそぐわないということで、今回の交付申請が提出されております。

議案書13ページ、14ページをご覧ください。

今回、非農地証明書を申請している対象地区の一覧表となっております。筆数は75筆、山子田地区で9筆、新井地区で66筆となっております。主な現況は、公衆用道路となっているものが多くを占めております。また、所有者は公衆用道路では主に群馬県や榛東村となっております。

なお、別冊子でお配りした議案第5号 非農地証明願（地籍調査）資料に対象地区一覧表並びに調査図を添付させていただいております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

前にも話したのですけれども、この地籍調査の関係で、見てもらえると分かるのですけれども、5条の関係がかなりあるのですね。新しいのだと令和2年で転用がある

のですけれども、本来であれば当事者が地目変更の登記をしなくちゃならないと思うのですけれども、地籍をつくるのに、地目、畑であれば、農業委員会の許可がないと登記所に送付できないということで、非農地証明ということなのですけれども、結構多いので今後しなければしないで済んじゃうという形になるかと思うのですよ、こういうのが段々やっていくと。地目変更しなくも、地籍調査でしてくれるからいいやという、そういうことにならないように、なるべくならこの5条の関係については当事者がやってもらうようお願いしたいと思うのですけれども、以上です。

議長 事務局。

事務局 小川さんの先ほどの意見につきましてなんですが、仰ること分かります。本人がやるべきであって、地目は現況に即して直していくべきというのが本来の形であり、不動産登記法にも規定されていることだと思います。

ただ、以前からもそうですが、国の政策として、地籍調査ということで市町村に対してやるようにという形で話が来ているものであり、村が勝手にやっているわけでもないと思われま。国の政策に則って、村の事業として、個人名義のところに関して現況と地目が間違っているものを訂正していきたいという動きでやられているものについて、ここで個人にやらせるべきだというのは、政策とか村の事業ともちょっとそぐわないのかなと思われま。

実際、建設課から一覧届いたときに、転用の許可下りてないところも実際は一覧表を渡されて、その中から精査して、許可の下りているところだけ今回載せさせていただきました。それでも、委員の判断で外すべきだとされるのであれば、外すしかないのかなと思われま。確認はしていませんが他の市町村では、農業委員会では協力しているのかなと思われま。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 推進委員7番、小川君。

小川委員 事務局の言うことは誠によく分かるのですけれども、ただ、さっきも言ったように、令和2年で面積が2,000平米以上、こういうのは本当に当事者の方にやってもらった方がいいような気がするのですけれども。面積は少なくとも、何年も前からこういうことであれば仕方ない、国の政策で仕方ないといえればそれまでですけれども、心情的にはそう思うのですけれども。

以上です。

議長 令和2年じゃ、まだつい最近だし、今度はそういうふうに指導していくしかないのかな。ほかに何か意見ございませんか。

8番、松下君。

松下委員 8番、農業委員の松下です。

小川さんの言うことも重々もつともだと思うのですけれども、村や国の施策の中でもあるのであれば、これ、ちょっと今日ここでどうのこうのという話じゃないので、今後も含めて、これから勉強していったらどうですかね、今日は今日で収めて。そう思いますけれども。

以上です。

議 長 ほかに何か意見ございますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 それでは、採決に移ります。

議案第5号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第5号は原案のとおり承認することとします。

(休憩 午後 0時05分)

(再開 午後 0時15分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午後 0時40分)